

(3) 受動喫煙防止対策

受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患、脳卒中等との因果関係が明らかにされています。健康増進法に基づく事業所への指導や、法の趣旨の周知啓発による市民意識の向上を通じ、望まない受動喫煙が防止される環境づくりに取り組みます。

環境づくりの目標	
受動喫煙防止対策	あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす
	

現状・課題	
○ 健康増進法の改正により、施設屋内の受動喫煙防止対策は進みましたが、一部、対策が不十分な事業所が存在しています。	
○ 全体としての受動喫煙機会は減少していますが、健康増進法の規制がない屋外や家庭での受動喫煙が顕在化しています。	

目指す姿	
全ての事業所が健康増進法に基づいた受動喫煙防止対策を実施しており、屋外や家庭においても受動喫煙防止に向けた対策や配慮がなされています。	

目標	指標(直接成果)	直近値	目標値
あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らします。	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	路上 26.6%(R2(2020)年度)	路上 24.3%以下 (R14(2032)年度)
		職場内 8.7%(R2(2020)年度)	職場内 7.3%以下 (R14(2032)年度)
		飲食店 8.6%(R2(2020)年度)	飲食店 7.2%以下 (R14(2032)年度)
		公園 5.2%(R2(2020)年度)	公園 3.9%以下 (R14(2032)年度)
		家庭内 8.5%(R2(2020)年度)	家庭内 7.1%以下 (R14(2032)年度)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの



- ①将来を見据えた健康づくり
- ④環境の創出と利活用
- ⑨産学官連携・共創
- ⑩前計画からの継続課題

	取組対象	取組内容
行政の取組	屋内 (事業所)	○店舗の巡回や飲食店の責任者が集まる機会等を活用し、法の周知を行うほか、職場での受動喫煙に関する相談に対応します。
	屋外 (人の多い場所)	○駅周辺等の喫煙スポットでの巡回・啓発を行うほか、屋外灰皿等の管理者に受動喫煙防止のための配慮を依頼します。
	屋外 (子どもの多い場所)	○掲示物やイベント等を通じ、公園をはじめとした子どもの利用が多い公共の場所での受動喫煙防止啓発を強化します。
	家庭・子ども	○家庭向けの啓発媒体を作成し、関係機関と連携して家庭内や子どもの受動喫煙防止啓発に取り組みます。

「喫煙」、「受動喫煙防止対策」に関する取組(3章と4章のまとめ)

市民の行動目標	取組領域	生活習慣の改善に向けた取組	健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり
	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	禁煙や受動喫煙防止の意義や方法を伝える取組	禁煙や受動喫煙防止の機運を醸成する取組
		<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの保護者等、20歳未満と同居する人への禁煙支援 ◆子どもや保護者の目に触れるやすい場での受動喫煙による健康被害の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係団体と連携した20歳未満への喫煙防止教育(場面により未成年飲酒防止教育も加える。)の実施 ◆店舗巡回や飲食店の責任者が集まる機会を活用した法の周知・職場での受動喫煙に関する相談対応 ◆喫煙スポットでの巡回・啓発の実施・屋外灰皿等設置者への配慮依頼 ◆子どもの利用が多い公共の場所での啓発強化 ◆家庭向け受動喫煙対策の啓発・関係施設と連携した啓発
	禁煙にチャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場の力を活用した禁煙チャレンジへの支援 ◆生活に変化のある機会を捉えた喫煙による健康被害の周知と、禁煙方法を選択、実行するための情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙を支援する人への情報提供等を通じた、職場や家庭における禁煙にチャレンジしやすい風土づくり